

◎佐賀県条例第38号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～303 略					1～303 略				
304 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録の申請に対する審査	略	(1) 肥料取締法第4条第1項第6号に掲げる肥料	18,000円	略	304 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録の申請に対する審査	略	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第6号に掲げる肥料	18,000円	略
		(2) 肥料取締法第4条第1項第7号に掲げる肥料	35,000円				(2) 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第7号に掲げる肥料	35,000円	
305 肥料取締法第12条第2	略	(1) 肥料取締法第4条第1		略	305 肥料の品質の確保等に	略	(1) 肥料の品質の確保等に		略

改正前		改正後	
項の規定に基づく肥料の登録の更新の申請に対する審査	項第6号に掲げる肥料 3,600円  (2) <u>肥料取締法</u> 第4条第1項第7号に掲げる肥料 7,100円	<u>関する法律第12条</u> 第2項の規定に基づく肥料の登録の更新の申請に対する審査	<u>関する法律第4条</u> 第1項第6号に掲げる肥料 3,600円 (2) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> 第4条第1項第7号に掲げる肥料 7,100円
306～494 略		306～494 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。